

## 使用済みペットボトルの処理状況について

「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」に基づき、当組合で分別収集した使用済みペットボトルの処理状況についてお知らせします。

当組合において分別収集された使用済みペットボトルは、処理施設（一関清掃センター及び大東清掃センター）に搬入され、選別・圧縮等の中間処理のうえ、分別基準を満たすものは容器包装リサイクル法に基づいた指定法人<sup>※1</sup>ルートへ引き渡され、再商品化処理<sup>※2</sup>されています。

また、分別基準を満たしていない使用済みペットボトルも、独自処理<sup>※3</sup>として一関市内の事業者へ引き渡され、最終的に再商品化処理されています。

当組合では、再商品化処理工場の現地確認を年1回実施し、適正な管理に努めています。

### 【処理状況の内訳】

年度	処理ルート	処理量	処理業者	処理工場所在地
令和6年度	指定法人	216.11 t	ダイワテクノ工業(株)	宮城県栗原市
			協業組合名取環境事業公社	宮城県名取市
	独自処理	3.18 t	(株)一般公害集配センター	岩手県一関市
令和5年度	指定法人	206.33 t	ダイワテクノ工業(株)	宮城県栗原市
			協業組合名取環境事業公社	宮城県名取市
	独自処理	3.89 t	(株)一般公害集配センター	岩手県一関市
令和4年度	指定法人	202.76 t	ダイワテクノ工業(株)	宮城県栗原市
			協業組合名取環境事業公社	宮城県名取市
	独自処理	5.01 t	(株)一般公害集配センター	岩手県一関市
令和3年度	指定法人	205.08 t	ダイワテクノ工業(株)	宮城県栗原市
			協業組合名取環境事業公社	宮城県名取市
	独自処理	5.09 t	(株)一般公害集配センター	岩手県一関市
令和2年度	指定法人	192.04 t	ダイワテクノ工業(株)	宮城県栗原市
	独自処理	5.33 t	(株)一般公害集配センター	岩手県一関市

※1 指定法人とは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会において指定された再生処理事業者です。

※2 再商品化処理とは、プラスチック原料やポリエステル原料にリサイクルする処理で、最商品化されたものは、ペットボトルや繊維製品などに利用されます。

※3 独自処理の取組により焼却処分される使用済みペットボトルが削減され、CO<sub>2</sub>排出量削減等の環境負荷の軽減に貢献しています。